

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔木庭健太郎君登壇、拍手〕

○木庭健太郎君　ただいま議題となりました法律案につきまして、外務委員会における審査の経過

ざいませんか

〔異議なし」と呼ぶ者あり。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

と結果を御報告申し上げます。

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。環境特別委員会
長大淵綱子君。

なお、本法律案に対して、全会一致をもって附

〔鈴木貞敏君登壇、拍手〕

改正しようとするものでありまして、外務公務員の配偶者の国籍についての規定を削除し、国籍を有しない、または外国の国籍を有する者を配偶者とする者が外務公務員となることができるようになります。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

- 議長(新藤十朗君) これより採決をいたします。
- 本案に賛成の諸君の起立を求めます。
- 〔賛成者起立〕
- 議長(新藤十朗君) 総員起立と認めます。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたし

本法律案は、近年、我が国の大気中からベンゼン等多様な有害物質が検出され、これらの物質に長期的に曝露されることによる健康影響が懸念されると結果を従事者申し上げます。

よって、本業は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしま

れる状況に至るなど、近年における大気汚染をめぐる状況に的確に対処するため、有害大気汚染物

す。

質対策の推進、自動車排出ガス規制の対象の拡大、建築物の解体等の作業に伴う特定粉じんの排

○議長(新藤十朗君)　賛成者起立

出・飛散の防止、事故時の措置の充実等に関する規定の整備を行おうとするものであります。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

一委員会におきましては、本法律案の実効性、有害大気汚染物質による健康影響、情報公開の必要性

性、未規制自動車及び船舶の排出ガス対策、低公害車の普及方策等の諸問題について質疑が行われ

〔「異議な」と呼ぶ者あり〕

滑化のための措置を講じよつとすがひめのあります。

次に、木材の安定供給の確保に関する特別措置

法案は、我が国木材産業をめぐる厳しい情勢に対

処して、森林所有者等から木材製造業者等への木

材の安定供給を確保し、もって林業及び木材製造

業等の一体的な発展に資するため、森林資源の状

況から見て林業的利用の合理化を図ることが相当

と認められる森林の存する地域について、木材の

生産の安定及び流通の円滑化を図るために特別の

措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議

題とし、立ちおくれている森林整備の促進、長伐

期化に伴う林業経営のあり方、若い林業労働者の

確保、国産材の需要拡大と安定供給等について質

疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて

御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、三法律案はい

ずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより三案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よつて、三案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よつて、三案は全会一致をもつて可決されま

した。

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、

関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案

案をもつて内閣提出、衆議院送付

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案

とするものであります。

次に、航空法の一部を改正する法律案は、航空機検査について民間事業者または外国が行う検査

等により耐空証明等における国の検査を省略できる範囲を拡大をするとともに、航空機の発動機の排出物の規制の導入等について所要の措置を講じようとするものであります。

次に、新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案は、新東京国際空港公団の主たる事務所を東京都から千葉県に移転するとともに、役員の任期及び財務内容の公開について所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して質疑を行つたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長寺崎昭久君。

寺崎昭久君。

法律案について採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

○議長(斎藤十朗君) 以上、御報告申上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 以上、御報告申上げます。(拍手)

ます、委員長の報告を求めます。厚生委員長今井登君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

井登君。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十二分散会

○今井登君登壇、拍手)
○今井登君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国立病院及び国立療養所の再編成により円滑な実施を図る等のため、国立病院または国立療養所の用に供されている資産の減額譲渡後の用途の拡大、国立病院等の職員の採用を伴う資産の譲渡の特例の創設その他所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、法改正の趣旨及び効果、再編成計画の進捗状況、国立病院・療養所の機能強化等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して西山委員より本案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なほ、本案に対して、附帯決議が付されております。

今泉 昭君	水島 裕君	宮崎 秀樹君	益田 洋介君
大森 仁子君	和田 洋子君	泉 信也君	北澤 俊美君
戸田 邦司君	菅川 健二君	鈴木 貞敏君	大久保直彦君
水島 裕君	大森 孝子君	吉田 哲良君	永野 良雄君
風間 祥君	石渡 清元君	志村 哲良君	坪井 一宇君
長谷川 清君	猪熊 重二君	吉田 之久君	吉田 之久君
井上 吉夫君	佐々木 満君	永野 茂門君	永野 茂門君
		林田悠紀夫君	林田悠紀夫君
		鈴木 栄治君	鈴木 栄治君
		平田 耕一君	平田 耕一君
		駒 駿君	駒 駿君
		中原 爽君	中原 爽君
		太田 豊秋君	太田 豊秋君
		上野 公成君	上野 公成君
		溝手 顯正君	溝手 顯正君
		河本 三郎君	河本 三郎君
		鹿島 安正君	鹿島 安正君
		真島 一男君	真島 一男君
		狩野 安君	狩野 安君
		久世 公堯君	久世 公堯君
		松浦 孝治君	松浦 孝治君
		野村 五男君	野村 五男君
		関根 則之君	関根 則之君
		吉川 芳男君	吉川 芳男君
		下橋義新吉君	下橋義新吉君
		中曾根弘文君	中曾根弘文君
		森山 真弓君	森山 真弓君
		井上 裕君	井上 裕君
		松浦 功君	松浦 功君
		遠藤 要君	遠藤 要君
		上杉 光弘君	上杉 光弘君
		眞鍋 賢一君	眞鍋 賢一君
		山東 昭子君	山東 昭子君
		坂野 重信君	坂野 重信君
		村上 正邦君	村上 正邦君
		井上 裕君	井上 裕君
		佐々木 満君	佐々木 満君

予算委員

辞任

補欠

松村 龍一君

吉村剛太郎君

水島 裕君

加藤 修一君

阿部 幸代君

山下 芳生君

寺澤 芳男君

益田 洋介君

中島 真人君

岩井 國臣君

依田 智治君

板垣 正君

中島 真人君

吉村剛太郎君

水島 裕君

加藤 修一君

阿部 幸代君

山下 芳生君

寺澤 芳男君

益田 洋介君

中島 真人君

吉村剛太郎君

水島 裕君

加藤 修一君

阿部 幸代君

山下 芳生君

四四号)

厚生委員会に付託

辞任

補欠

金田 勝年君

吉村剛太郎君

板垣 正君

岡 利定君

伊藤 基隆君

岡 利定君

峰崎 直樹君

谷川 秀善君

倉田 寛之君

石井 道子君

寺野 安君

木暮 山人君

戸田 邦司君

寺澤 弘君

山下 芳生君

高橋 令則君

阿曾田 清君

中島 真人君

依田 智治君

吉村剛太郎君

水島 裕君

加藤 修一君

直嶋 正行君

阿部 幸代君

緒方 靖夫君

運輸委員

辞任

補欠

岡 利定君

議院運営委員

辞任

補欠

吉田 勝年君

吉村剛太郎君

板垣 正君

岡 利定君

予算委員

辞任

補欠

金田 勝年君

吉村剛太郎君

板垣 正君

岡 利定君

伊藤 基隆君

岡 利定君

建設委員

辞任

補欠

倉田 寛之君

谷川 秀善君

石井 道子君

鈴谷 博昭君

和田 道子君

鈴谷 博昭君

和田 道子君

通信委員

辞任

補欠

岡 利定君

議院運営委員

辞任

補欠

吉田 勝年君

吉村剛太郎君

板垣 正君

岡 利定君

伊藤 基隆君

岡 利定君

外務委員

辞任

補欠

金田 勝年君

吉村剛太郎君

板垣 正君

岡 利定君

伊藤 基隆君

岡 利定君

決算委員

辞任

補欠

金田 勝年君

吉村剛太郎君

板垣 正君

岡 利定君

伊藤 基隆君

岡 利定君

大蔵委員

辞任

補欠

蜂崎 直樹君

伊藤 基隆君

板垣 正君

岡 利定君

小川 勝也君

岡 利定君

議院運営委員

辞任

補欠

金田 勝年君

吉村剛太郎君

板垣 正君

岡 利定君

伊藤 基隆君

岡 利定君

岡 利定君

岡 利定君

岡 利定君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員

辞任

補欠

足立 良平君 加藤 修一君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

國民生活・經濟に関する調査会委員

辞任

補欠

山下 芳生君 鶴濱 弘君

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

日本学術振興会法の一部を改正する法律案(閣法第一号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

幹線道路の整備に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第五三号)

日本学術振興会法の一部を改正する法律案(閣法第一号)

農畜産業振興事業団法案(閣法第一四四号)

航空業務に関する日本国とエティオピア連邦民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第四四号)

所得に対する租税に関する一重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とメキシコ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第五号)

本日委員長から次の報告書が提出された。

本州四国連絡橋公団法の一部を改正する法律案

(閣法第五四四号)審査報告書

外務公務員法の一部を改正する法律案(閣法第七三三号)審査報告書

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第五四五号)審査報告書

林業改善資金助成法及び林業等振興資金金融通暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第四五五号)審査報告書

林業労働力の確保の促進に関する法律案(閣法第四六号)審査報告書

関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案(閣法第四九号)審査報告書

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案(閣法第四七号)審査報告書

航空法の一部を改正する法律案(閣法第五一号)審査報告書

新東京国際空港公团法の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)審査報告書

た。よって要領書を添えて報告する。

平成八年四月二十六日

参議院議長 斎藤 十朗殿

建設委員長 永田 良雄

参議院議長 斎藤 十朗殿

衆議院議長 土井たか子

平成八年四月十一日

本州四国連絡橋公團法の一部を改正する法律案

本州四国連絡橋公團法の一部を改正する法律案

本州四国連絡橋公團法の昭和四十五年法律第八十一号の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「東京都」を「神戸市」に改める。

第二十一条第一項中「役員の任期は、四年とする」を「総裁及び副総裁の任期は、四年」とし、理事及び監事の任期は、「一年とする」に改める。

第三十六条第三項中「かつ、」の下に「財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書及び決算報告書」を加え、同条第四項中「及び」の下に「第一項の」を加える。

第五十一条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第五十三条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第五十四条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第十四条を次のように改める。

(資金の貸付け)

第十四条 政府は、当分の間、予算の範囲内において、公團に対し、第十九条第一項第一号の業務に要する経費に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

本法施行のため、平成八年度道路整備特別会計予算に道路開発資金貸付金として六億一千五百円が計上されている。

一、費用

本法施行のため、平成八年度道路整備特別会計予算に道路開発資金貸付金として六億一千五百円が計上されている。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三により送付する。

- 2 前項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定は、平成九年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この法律の施行の際現に本州四国連絡橋公団の理事又は監事である者の任期については、な

お従前の例による。

- 3 改正後の第三十六条第三項の規定は、平成七

- 年四月一日に始まる事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。

- 4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(道路整備特別会計法の一部改正)

- 5 道路整備特別会計法(昭和三十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

- 附則に次の二項を加える。

- 21 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)附則第十四条第一項の規定による無利子の貸付けに関する政府の經理は、当

- 分の間、この会計において行うものとする。

- 22 前項の規定により同項に規定する政府の經理をこの会計において行う場合における第三

条の規定の適用については、同条中「道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第八条の三第一項」とあるのは、「道路整備特別措

置法(昭和三十一年法律第七号)第八条の三第一項、本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)附則第十四条第一項」とす

る。

法律第八十一条附則第十四条第一項

審査報告書

外務公務員法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成八年四月一十六日

外務委員長 木庭健太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

外務公務員法の一部を改正する法律案

外務公務員法(昭和三十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「の外」を「のほか」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又はこれを配偶者とする者」を削り、同条第二項中「政令で定める場合を除く外」を削る。

外務公務員法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成八年四月九日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年における大気汚染をめぐる状況に的確に対処するため、建築物の解体等に伴う特定粉じんによる大気の汚染を防止するための措置を講じ、継続的に採取される場合には人の健康を損なうおそれがある有害大気汚染物質の排出又は飛散の抑制に係る対策を推進し、自動車排出ガスに係る許容限度の対象となる自動車に原動機付自転車を加え、及びばい煙発生施設等における事故時の措置に関する規定の整備を行う等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 斎藤 十朗殿

附 帶 決 議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、大都市地域の窒素酸化物等による大気汚染については、改善が大幅に遅れ、依然として深刻な状況にあることから、早急にその環境基準の達成を図るため、各般にわたる大気汚染防止対策を一層強化すること。特に、近年の大気汚染については、自動車排出ガスの寄与度が高まっていることにからみ、低公害車の大量普及に向けて一層有効な手段を講ずるよう努め

本法施行のため、別に費用を要しない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定工事の場所

三 特定粉じん排出等作業の種類

四 特定粉じん排出等作業の実施の期間

五 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

六 特定粉じん排出等作業の方法

2 前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前一項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の配置図その他の総理府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(計画変更命令)

第十八条の十一 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(作業基準の遵守義務)

第十八条の十七 特定工事を施工する者は、当該

特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(作業基準適合命令等)

第十八条の十八 都道府県知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるとときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ぜることができる。

(注文者の配慮)

第十八条の十九 特定工事の注文者は、当該特定工事を施工する者に対する施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

第二章の二の次に次の二章を加える。

第二章の三 有害大気汚染物質対策の推進（施策等の実施の指針）

第十八条の二十 有害大気汚染物質による大気の汚染の防止に関する施策その他の措置は、科学的知見の充実の下に、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようとする」とを旨として、実施されなければならない。

(事業者の責務)

第十八条の二十一 事業者は、その事業活動に伴う有害大気汚染物質の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、当該排出又は飛散の状況を抑制するために必要な措置を講ずるようにならなければならない。

住民に対し、有害大気汚染物質による大気の汚染の防止に関する知識の普及を図るように努めなければならない。

(国民の努力)

第十八条の二十二 国は、地方公共団体との連携

の下に有害大気汚染物質による大気の汚染の状況を把握するための調査の実施に努めるとともに、有害大気汚染物質の大気中への排出又は飛散を抑制するように努めなければならない。

第十八条の二十四 何人も、その日常生活に伴う

有害大気汚染物質の大気中への排出又は飛散を抑制するように努めなければならない。

第十八条の二十三の見出し中「等」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第二十一条第一項中「ばい煙排出者 特定施設設置者」を「ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者」に、「若しくは特定粉じん排出者に」を「特定粉じん排出者若しくは特定工事を施工する者に」に改め、「特定粉じん発生施設の状況」の下に「特定粉じん排出等作業の状況」を「事業場」の下に

改め、「特定粉じん発生施設の状況」の下に「特定粉じん排出等作業の状況」を「事業場」の下に改め、「特定工事に係る建築物その他の」に改める。

第二十二条第一項中「第十七条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第二十二条第一項中「若しくは特定粉じん発生施設を、特定粉じん発生施設若しくは特定粉じん排出等作業」に改める。

第二十三条第一項中「又は事業場」を「若しくは事業場」に、「に伴い発生する」を「又は建築物の解体等に

改め、「特定粉じん発生施設若しくは特定粉じん排出等作業」に改める。

第二十四条第一項中「又は事業場」を「若しくは事業場」に、「に伴い発生する」を「又は建築物の解体等に

改め、「特定粉じん発生施設若しくは特定粉じん排出等作業」に改める。

第二十五条第一項中「又は事業場」を「若しくは事業場」に、「に伴い発生する」を「又は建築物の解体等に

改め、「特定粉じん発生施設若しくは特定粉じん排出等作業」に改める。

第二十六条第一項中「又は事業場」を「若しくは事業場」に、「に伴い発生する」を「又は建築物の解体等に

改め、「特定粉じん発生施設若しくは特定粉じん排出等作業」に改める。

第二十七条第一項中「第十七条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第二十七条第一項中「若しくは特定粉じん発生施設を、特定粉じん発生施設若しくは特定粉じん排出等作業」に改める。

第二十八条第一項中「又は事業場」を「若しくは事業場」に、「に伴い発生する」を「又は建築物の解体等に

改め、「特定粉じん発生施設若しくは特定粉じん排出等作業」に改める。

第二十九条第一項中「又は事業場」を「若しくは事業場」に、「に伴い発生する」を「又は建築物の解体等に

改め、「特定粉じん発生施設若しくは特定粉じん排出等作業」に改める。

官報(外)

第三十二条中「並びに」を削り、「特定粉じんの大気中への排出又は飛散に関する事項」の下に「並びに特定粉じん排出等作業について、その作業に伴い発生し、又は飛散する特定粉じん以外の物質の大気中への排出又は飛散に関する事項」の下に「並びに特定粉じん以外の物質の大気中への排出又は飛散する特定粉じんの大気中への排出又は飛散に関する作業について、その作業に伴い発生し、又は飛散する特定粉じんの大気中への排出又は飛散に関する事項」を加える。

第三十三条中「五十万円」を「百万円」に改める。

第三十三条の二第一項中「一に」を「いずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同項第一号中「第十七条第一項」を「第十七条第二項」に、「又は第二十三条第四項」を、第十八条の十六、第十八条の十八又は第二十三条第二項に改め、同条第二項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第三十四条中「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「又は第十八条の六第一項若しくは第二項」を、第十八条の六第一項若しくは第二項又は第十八条の十五第一項」に改める。

第三十五条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円」を「二十万円」に改める。

第三十七条中「第二十三条第一項」を「第十八条の十五第一項」に改める。

附則第九項から第十一項までを次のように改める。

（指定物質抑制基準）
9 環境庁長官は、当分の間、有害大気汚染物質による大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するために必要があると認めるとときは、有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早く抑制しなければならないもので政令で定めるもの（以下「指定物質」という。）を大気中に排出し、又は飛散させる施設（工場又は事業場に設置されるものに限る。）で政令で定めるもの（以下「指定物質排出施設」という。）について、指定物質の種類及び指定物質排出施設の種類」ととに排出又は飛散の抑制に関する基準（以下「指定物質抑制基準」という。）を定め、これを公表するものとする。

（勧告）
10 都道府県知事は、指定物質抑制基準が定められた場合において、当該都道府県の区域において指定物質による大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するために必要があると認めるときは、指定物質排出施設を設置している者に対し、指定物質抑制基準を勘案して、指定物質排出施設からの指定物質の排出又は飛散の抑制のための技術開発の状況その他的事情を総合的に勘案して、改正後の第二章の三及び附則第九項から第十一項までに規定する有害大気汚染物質対策の推進に関する制度について検討を加え、その結果に基づいて、有害大気汚染物質による大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを未然に防止するため、所要の措置を講ずるものとする。

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（検討）
3 政府は、この法律の施行後三年を目途として、有害大気汚染物質が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見の充実の程度、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による大気の汚染に係る環境上の条件についての基準の確保の状況その他の大気の汚染の状況、工場又は事業場からの有害大気汚染物質の排出又は飛散の状況、有害大気汚染物質の排出又は飛散の抑制のための技術開発の状況その他的事情を総合的に勘案して、改正後の第二章の三及び附則第九項から第十一項までに規定する有害大気汚染物質対策の推進に関する制度について検討を加え、その結果に基づいて、有害大気汚染物質による大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを未然に防止するため、所要の措置を講ずるものとする。

（審査報告書）
4 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。
第一百十条の二第一項中「第二十二条第四項」を「第二十三条第一項」に改める。

（審査報告書）
5 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。
第一百十条の二第一項中「第二十二条第四項」を「第二十三条第一項」に改める。

（審査報告書）
6 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。
第一百十条の二第一項中「第二十二条第四項」を「第二十三条第一項」に改める。

林業改善資金助成法及び林業等振興資金金融通暫定措置法の一部を改正する法律案

ち新林業部門導入資金として五億六千七百万円が、林業担い手育成強化基本構想策定等事業として五千万円が、地域林業経営体育成事業として一億千万円が、平成八年度一般会計予算にそれぞれ計上されている。

附帯決議

我が国林業は、木材資源の供給だけでなく、森林の有する公益的機能を維持する上でも大きな役割を果たしてきたが、最近の林業経営を取り巻く情勢は、極めて厳しく、これら諸機能の発揮に支障を来すおそれすらでできている。

よって政府は、林業生産活動を活性化させため、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遍漏なきを期すべきである。

一、農林水産大臣は、基本方針の策定に当たっては、現在の林業の実情を踏まえ、次の世紀に向けて、林業関係者に明るい展望を与えることを基本とするとともに、都道府県知事が策定する基本構想にその地域の森林・林業の実情に即した形で経営規模の拡大等の経営基盤の強化が盛り込まれるよう指導していくこと。

二、長伐期施設の導入に伴う複合経営の推進に当たっては、特用林産物の振興はもとより、特用林産物以外の複合経営の推進についても十分配慮すること。

三、林業経営改善計画の認定や林業改善資金及び農林漁業金融公庫資金の貸付に当たっては、市町村、森林組合等の関係機関との連携・協力を

一層強化することとともに、林業者等の事務負担が増加しないよう、極力、事務手続の円滑化に努めること。

四、森林の木材生産機能及び公益的機能に支障を来すことのないよう、森林組合等との受委託の促進等を通じて、不在村者の所有する森林など

手入れが十分に行われていない森林の適切な整備に努めること。また、林地取得による経営規模拡大の推進に資するため、不在村者等が所有する売却希望林地に関する売買が円滑に行われるよう努めること。

右決議する。

林業改善資金助成法及び林業等振興資金金融通暫定措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 斎藤 十朗殿

平成八年四月十一日
林業改善資金助成法及び林業等振興資金金融通暫定措置法の一部を改正する法律案
林業改善資金助成法及び林業等振興資金金融通暫定措置法の一部を改正する法律案

第一条 第二項を第四項とし、第一項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 この法律において「新林業部門導入資金」とは、林業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる森林施設の方法及び木材以外の林産物の生産の方式を導入し、新たな林業部門の経営を開始するのに必要な資金で政令で定めるものをいう。

第三条第一項、第四条及び第五条第一項中「林業生産高度化資金」の下に「新林業部門導入資金」を加える。

第八条中第三項を第四項とし、第一項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 新林業部門導入資金の貸付けは、その申請者が申請に係る新林業部門導入資金をもつて森林施設の方法及び木材以外の林産物の生産の方法を導入し、新たな林業部門の経営を開始することによりその経営を改善する見込みがある場合に限り、行うものとする。

(林業等振興資金金融通暫定措置法の一部改正)
第一条 林業等振興資金金融通暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

4 都道府県知事は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林水産大臣に協議しなければならない。

第二条第一項中「林業を」を「前条第四項の規

林業労働力の確保の促進に関する法律案

六号)第七十八条の四第三項第一号

五 沖縄開拓公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)附則第五条の五

(林業労働力の確保の促進に関する法律一部改正)

第六条 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第一条第二項」を「第一条第三項」に改める。

附則第四条中「第一条第三項」を「第一条第四項」に改める。

審査報告書

林業労働力の確保の促進に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成八年四月二十六日

農林水産委員長 鈴木 貞敏

参議院議長 斎藤 十朗殿

近年、山村においては、林業就業者の減少・高齢化が著しく、過疎化も急速に進行している。我が国森林資源は、人工林を中心二十一世紀における成熟過程にあるが、このままではそれを担うべき労働力が不足し、森林の有する公益的機能にも支障を来しかねない。

よって政府は、林業労働力の確保と山村の活性化の重要性にかんがみ、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一、新規参入者の確保・育成に当たっては、山村地域における定住条件の整備等を引き続き積極的に推進するとともに、若い人々を惹きつける

魅力ある職場づくりができるよう支援すること。また、林業労働の社会的評価の向上に努め、やりがい、誇りが持てる産業として林業を

なっている状況を踏まえて、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進す

るための措置並びに新たに就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

なっている状況を踏まえて、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進す

るための措置並びに新たに就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

三、林業労働力確保支援センターの業務の運営に對処するため、幅広く林業関係者の意見を聽取ること。

一、費用

本法施行に要する経費は、森林整備担当手育成確保総合対策事業として九億八千八百万円が、林業担い手育成強化基本構想策定等事業として六千七百円が、平成八年度一般会計予算にそれぞれ計上されている。

附帯決議

近年、山村においては、林業就業者の減少・高齢化が著しく、過疎化も急速に進行している。我が国森林資源は、人工林を中心二十一世紀における成熟過程にあるが、このままではそれを担うべき労働力が不足し、森林の有する公益的機能にも支障を来しかねない。

よって政府は、林業労働力の確保と山村の活性化の重要性にかんがみ、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

林業労働力の確保の促進に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成八年四月二十六日

農林水産委員長 鈴木 貞敏

参議院議長 斎藤 十朗殿

林業労働力の確保の促進に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成八年四月二十六日

参議院議長 斎藤 十朗殿

衆議院議長 土井たか子

林業労働力の確保の促進に関する法律案

2 この法律において「事業主」とは、林業労働者を雇用して森林施業を行う者であつて、次の各

育成すること。

二、都道府県知事は、基本計画の策定に当たっては、地域の林業労働力の現状及び問題点に的確に対処するため、幅広く林業関係者の意見を聽取ること。

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 基本方針及び基本計画(第三条・第四条)

第三章 事業主の改善措置(第五条・第十一条)
第四章 林業労働力確保支援センター(第十一條)

第五章 雇用管理者等(第三十条・第三十一条)
第六章 刑罰(第三十二条・第三十五条)

第七章 附則(第二十九条)

第一章 総則
第二章 基本方針及び基本計画(第三条・第四条)

第三章 事業主の改善措置(第五条・第十一条)
第四章 林業労働力確保支援センター(第十一條)

第五章 雇用管理者等(第三十条・第三十一条)
第六章 刑罰(第三十二条・第三十五条)

第七章 附則(第二十九条)

第一章 総則
第二章 基本方針及び基本計画(第三条・第四条)

第三章 事業主の改善措置(第五条・第十一条)
第四章 林業労働力確保支援センター(第十一條)

第五章 雇用管理者等(第三十条・第三十一条)
第六章 刑罰(第三十二条・第三十五条)

第七章 附則(第二十九条)

第一章 総則
第二章 基本方針及び基本計画(第三条・第四条)

第三章 事業主の改善措置(第五条・第十一条)
第四章 林業労働力確保支援センター(第十一條)

第五章 雇用管理者等(第三十条・第三十一条)
第六章 刑罰(第三十二条・第三十五条)

第七章 附則(第二十九条)

第一章 総則
第二章 基本方針及び基本計画(第三条・第四条)

第三章 事業主の改善措置(第五条・第十一条)
第四章 林業労働力確保支援センター(第十一條)

第五章 雇用管理者等(第三十条・第三十一条)
第六章 刑罰(第三十二条・第三十五条)

第七章 附則(第二十九条)

第一章 総則
第二章 基本方針及び基本計画(第三条・第四条)

第三章 事業主の改善措置(第五条・第十一条)
第四章 林業労働力確保支援センター(第十一條)

第五章 雇用管理者等(第三十条・第三十一条)
第六章 刑罰(第三十二条・第三十五条)

第七章 附則(第二十九条)

官報(号外)

号のいづれかに該当するものをいう。

一 森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第一條第二項に規定する森林所有者をいう。)の組織する団体

二 造林業、育林業又は素材生産業を営む者

三 前号に掲げる者の組織する団体

四 前二号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として政令で定めるもの

第二章 基本方針及び基本計画

(基本方針)

第三条 農林水産大臣及び労働大臣は、林業労働力の確保の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 林業における経営及び雇用の動向に関する事項

二 林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向

三 事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び

事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置に関する事項

四 その他林業労働力の確保の促進に関する重要事項

3 農林水産大臣及び労働大臣は、情勢の推移に

より必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣及び労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣にあっては林政審議会の意見を、労働大臣にあっては中央職業安定審議会の意見をそれぞれ聽かなければならない。

5 農林水産大臣及び労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主の改善措置

(計画の認定)

第五条 事業主は、単独で又は他の事業主若しくは第十一条第一項のセンターと共同して、労働

環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置(以下「改善措置」という。)についての計画を作成し、これを当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

一 林業における経営及び雇用の動向に関する事項

二 林業労働力の確保の促進に関する方針

三 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化そ

の他の事業の合理化を促進するための措置に関する事項

四 新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化のための措置に関する事項

五 その他林業労働力の確保の促進に関する事

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号から第四号までに掲げる事項が基本計画に照らして適切なものであること。

二 前項第二号から第四号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を確実に達成するため適切なものであること。

三 第十一条第一項のセンターが第十三条第一項の規定により林業労働者の募集に従事しようとするとする場合にあっては、前項第五号に掲げる事項が適切であり、かつ、林業労働者の利益に反しないものであること。

四 その他政令で定める基準に適合するものであると認められること。

(計画の変更等)

第六条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る計画を変更しようとするときは、当該

計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従って改善措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 勵条件その他の募集の内容

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(林業改善資金助成法の特例)

第七条 林業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)第二条第二項の林業労働福祉施設資金のうち政令で定める種類の資金であつて、第五条第一項の認定を受けた事業主(以下「認定事業主」という。)が認定計画に従つて改善措置を行つてに必要なものの償還期間(振置期間を含む。)は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十五年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

官報(号外)

第十条 国及び都道府県は、第五条第一項の認定を受けた者に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第十四条 林業労働力確保支援センター(指導及び助言)

第十二条 センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 認定事業主の委託を受けて、林業労働者の募集を行うこと。

二 新たに林業に就業しようとする者に対し、その就業に必要な林業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就業の準備に必要な資金であつて政令で定めるものに林業に就業しようとする者の就業を支援することにより林業労働力の確保を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第十九号)第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行なうことができる。

三 認定事業主に対し、認定計画に従つて新たに雇い入れる林業労働者に対する前号の資金の支給に必要な資金であつて政令で定めるもの貸付けを行うこと。

四 認定事業主に対し、森林施業の効率化又は

五 林業労働者に対する前号の林業機械の利用に関する技術の研修及び雇用管理者に対する研修を行うこと。

六 林業労働力の確保の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

七 林業労働力の確保の促進に関する調査研究及び啓発活動を行うこと。

他に委託して行う場合には、認定事業主に委託するよう配慮するものとする。

(業務)

あつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(委託募集の特例等)

第十三条 認定事業主(他の事業主及びセンターとの共同の申請に基づき第五条第一項の認定を受けた者に限る。)がその認定に係るセンターをして林業労働者の募集を行わせようとする場合には、当該センターは、労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他林業労働者の募集に関する事項で労働省令で定めるものを労働大臣に届け出て、当該認定に係る認定計画に従つて当該募集に従事することができる。この場合には、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十七条第一項の規定は、当該認定事業主については、適用しない。

2 前項に規定する場合において、当該センターが同項の規定による届出をせずに林業労働者の募集に従事したときは、職業安定法第六十四条(第三号に係る部分に限る。)の規定は、当該認定事業主については、適用しない。

3 職業安定法第三十八条第二項の規定は第一項の規定による届出があつた場合について、同法

第四十条及び第四十一条の規定は同項の規定により林業労働者の募集に従事する者について、

同法第四十九条第一項及び第五十条第一項の規定は第一項の規定による届出をして林業労働者

(国有林野事業における配慮)

第九条 国は、国有林野事業(国有林野事業特別会計法(昭和二十一年法律第三十八号)第一条第一項の国有林野事業をいう。)に係る森林施業を

4 都道府県知事は、前項の規定による届出が

5 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

6 林業労働力の確保の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

7 林業労働力の確保の促進に関する調査研究及び啓発活動を行うこと。

官報(号外)

の募集に従事する者について、同法第四十九条第一項の規定は第一項の規定による業務の実施状況の調査について、同条第三項の規定はこの項において準用する同条第一項及び第二項に規定する職権を行う場合について準用する。」)の場合において、同法第三十八条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「林業労働力の確保の促進に関する法律(以下「林業労働力確保法」という。)第十三条第一項の届出をして林業労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条中「第三十六条又は第三十七条第一項」とあるのは「林業労働力確保法第十三条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み替えるものとする。

第十四条 公共職業安定所は、前条第一項の規定により林業労働者の募集に従事するセンターに

対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成

果等を提供し、かつ、これに基づき当該募集の

内容又は方法について指導することにより、当

該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めな

ければならない。

(林業就業促進資金の利率、償還期間等)

第十五条 林業就業促進資金(第十二条第二号及

び第三号の貸付けに係る資金をいう。以下同じ。)は、無利子とする。

2 林業就業促進資金の償還期間(据置期間を含

む。)は、二十年を超えない範囲内で、その種類

ごとに、政令で定める期間とする。

(事務の委託)

第十八条 センターは、政令で定めるところによ

り、その行う第十二条第一号及び第三号に掲げる業務(以下「資金貸付業務」という。)に係る事務の一部(貸付けの決定を除く。)を森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第一百一条第一項

3 林業就業促進資金の一借主との限度額は、

その種類ごとに、農林水産省令で定める。

(一時償還)

第十九条 センターは、林業就業促進資金の貸付

を受けた者が次の各号のいずれかに該当する

場合には、前条の規定にかかわらず、当該貸付

を受けた者に対し、農林水産省令で定めると

ころにより、林業就業促進資金の全部又は一部

につき、一時償還を請求するものとする。

(一林業就業促進資金を貸付けの目的以外の目

的に使用したとき)

二 債還金の支払を怠ったとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由が

なくて貸付けの条件に違反したとき。

(違約金)

第十九条 センターは、資金貸付業務を行うとき

は、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関

する規程(次項において「業務規程」という。)を

作成し、都道府県知事の認可を受けなければな

らない。これを変更しようとするときも、同様

とする。

(業務規程)

第二十条 センターは、林業就業促進資金の貸付

を受けた者が支払期日に償還金又は前条の規

定により一時償還をすべき金額を支払わなかっ

た場合には、延滞金額につき年十二・二五パー

セントの割合をもって支払期日の翌日から支払

当日までの日数により計算した違約金を徴収す

るものとする。

(事務の委託)

第二十一条 センターは、毎事業年度、農林水産省

令・労働省令で定めるところにより、事業計画

書及び収支予算書を作成し、都道府県知事の認

可を受けなければならない。これを変更しよう

とするときも、同様とする。

2 センターは、農林水産省令・労働省令で定め

るところにより、毎事業年度終了後、事業報告

書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作

成し、都道府県知事に提出しなければならな

い。

(区分経理)

第二十二条 センターは、資金貸付業務に係る經

理とその他の業務に係る經理とを区分して整理

しなければならない。

(監督命令)

第二十三条 都道府県知事は、この章の規定を施

行するために必要な限度において、センターに

対し、第十二条各号に掲げる業務に関する監督上

必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第二十四条 都道府県知事は、センターが次の各

号のいずれかに該当するときは、第十二条第一

項の規定による指定(以下「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第十二条各号に掲げる業務を適正かつ確実

に実施することができないと認められる

とするときも、同様とする。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

平成八年四月二十六日 参議院会議録第十二号

林業労働力の確保の促進に関する法律案

七

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定により指定を取り消した場合における資金貸付業務に関する要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

(都道府県の貸付け)

第二十五条 都道府県は、センターに対し、当該業務を行うときは、センターに対し、当該業務に必要な資金を貸付けることができる。

2 都道府県が前項の規定により貸し付ける資金は、無利子とし、その償還方法は、政令で定める。

(政府の助成)

第二十六条 政府は、都道府県が前条第一項に規定する資金を貸し付ける事業(以下「貸付事業」という)を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、貸付事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することができる。ただし、貸付事業に係る資金の額が当該貸付事業を行うのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県については、この限りでない。

2 前項ただし書の一定額は、都道府県別に、農林水産大臣が大蔵大臣と協議して定める。

号外(号)

(都道府県の特別会計)

第二十七条 前条第一項の規定により政府から補助金の交付を受けて貸付事業を行う都道府県は、その經理を林業改善資金助成法第十二条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該經理を他の經理と区分して行うものとする。

(補助金の額)

第二十八条 政府が第二十六条第一項の規定により交付する補助金の額は、都道府県が貸付事業の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額の一倍に相当する金額又は都道府県ごとに農林水産大臣が定める金額のいずれか低い額以内とする。

(納付金)

第二十九条 都道府県は、貸付事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、その廃止の際ににおける当該貸付事業に係る資金の未貸付額及びその後において支払を受けた当該貸付事業に係る資金の償還金の額の合計額の一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

(雇用管理者)

第五章 雇用管理者等
第三十条 事業主は、常時労働省令で定める数以上の林業労働者を雇用する森林施業を行う事業所ごとに、労働省令で定めるところに

より、次に掲げる事項を管理させるため、雇用管理者を選任するよう努めなければならない。

一 第十三条规定による届出をしないで、林業労働者の募集に従事した者

一 林業労働者の募集、雇入れ及び配置に関する事項

二 その他林業労働者の雇用訓練に関する事項

二 その他の林業労働者の雇用管理に関する事項で労働省令で定めるもの

2 事業主は、雇用管理者について、必要な研修を受けさせる等前各号に掲げる事項を管理するための知識の習得及び向上を図るために努めなければならない。

2 第三十四条 次の各号の一に該当する者は、十円以下の罰金に処する。

一 第十三条规定による職業安定法第四十九条规定による報告をせず、又は同項の規定による臨検若しくは検査若しくは第十三条规定による虚偽の報告をし、又は同項の規定による虚偽の報告をし、又は同項の規定による報告をせざる者

一 第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に

二 第二十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十二条の規定による報告を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

一 第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に

二 第二十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十二条の規定による報告を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

一 第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に

二 第二十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十二条の規定による報告を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

一 第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に

二 第二十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十二条の規定による報告を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 则

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案

カット等の高次加工の推進に努力するとともに、それに必要な諸施設の整備を図る等木材製造業の近代化の促進に努めること。

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

よって国会法第八十三条により送付する。

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案
木材の安定供給の確保に関する特別措置法

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 木材安定供給確保事業に関する計画

第三章 木材安定供給確保支援法人（第十七 条—第二十六条）

附則 第四章 罰則(第二十七條—第二十九條)

第一条 この法律は、森林資源の状況からみて林業的利用の合理化を図ることが相当と認められる森林の存する地域について、木材の生産の安

定及び流通の円滑化を図るための特別の措置を講ずることにより、木材の安定供給を確保し、もって林業及び木材製造業等の一体的な発展に資することを目的とする。

(指定地域)

第一条 都道府県知事は、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第八条第一項の規定により定められた森林計画区を勘案して、次に掲げる要件に該当する地域を指定地域として指定することができる。

一 その地域における森林(森林法第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。)の林齡その他の森林資源の状況からみて、林業的利用の合理化を図るべき相当規模の森林があること。

二 その地域における木材の生産及び流通の状況からみて、その地域において木材の安定的な取引関係の確立(これと併せて実施する乾燥施設その他の木材の生産又は流通の改善を図るための施設(以下「木材生産流通改善施設」という。)の整備を含む。)を図る事業(以下「木材安定供給確保事業」という。)が行われることにより、素材生産の安定が図られるとともに、木材製造業の事業規模が拡大すると認められること。

都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、連絡なく、その旨を公表しなければならない。

(指定地域の区域の変更等)

第三条 都道府県知事は、森林資源の状況、経済事情等の変動により必要が生じたときは、環境なく、その指定した指定地域の区域を変更し、又はその指定を解除するものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による変更又は解除について準用する。

第一章 木材安定供給確保事業に関する計画

(事業計画)

第四条 指定地域内に事業所を有する木材製造業者を営む者又はその組織する団体(以下「木材製造業者等」という。)及び当該指定地域内の森林の森林所有者(森林法第一条第二項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。)その他権原に基づき森林の立木の使用又は収益をする者(以下「森林所有者等」という。)は、共同して、木材安定供給確保事業に関する計画(以下「事業計画」という。)を作成し、これを当該事業計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該事業計画が適切である旨の認定を受け得る。

2 事業計画には、次に掲げる者が木材製造業者等又は森林所有者等との安定的な取引関係に基づき行う立木の伐採及び木材の搬出の効率化、木材の需要の開拓その他の木材安定供給確保事業を促進するための措置(以下「促進措置」という。)に関する計画を含めることができる。

一 森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者の組織する団体

二 素材生産業若しくは木材卸売業を営む者又は木材取引のために開設される市場(政令で定めるものに限る。)を開設する者

三 前号に掲げる者の組織する団体

3 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 木材安定供給確保事業の目標

二 木材安定供給確保事業(促進措置を含む。以下同じ。)の内容に関する次に掲げる事項及び実施時期

イ 取引関係に関する事項

ロ 伐採する森林の所在場所、保安林(森林法第二十五条の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。)とその他の森林との区別、伐採面積、伐採方法、伐採齡その他農林水産省令で定める事項

ハ 木材生産流通改善施設を整備しようとする場合にあっては、当該施設の種類及び規模

二 促進措置に関する計画を含める場合にあっては、当該促進措置の内容(ハに掲げる事項を除く。)

三 木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

四 森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となつてゐる民有林

(同項に規定する民有林をいい、保安林並びに同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第二百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。以下同じ。)において木材生産流通改善施設を整備するため森林法第十条の二第一項に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)をしようとする場合にあっては、当該施設の位置、配置及び構造

4 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に掲げる目標が森林所有者等かふ木材製造業者等に対する木材の安定供給を確保するために有効かつ適切なものであること。

二 その事業計画に係る木材安定供給確保事業が地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画に照らして適当であると認められること。

三 前項第一号から第四号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を確実に達成するため適切なものであること。

四 地域森林計画の対象となっている民有林において木材生産流通改善施設を整備するため開発行為をしようとする場合にあっては、

(同項に規定する民有林をいい、保安林並びに同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第二百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。以下同じ。)において立木を伐採しようとする場合にあっては、その事業計画に係る伐採について、当該保安林に係る指定施設の「開発行為」という。)をしようとする場合にあっては、当該施設の位置、配

置(森林法第三十二条第一項に規定する指定期間)に於ける立木を伐採しようとする場合は、その事業計画に係る立木を伐採する場合には、当該保安林の区域内において立木を伐採しようとする場合にあっては、その事業計画に係る伐採について、当該保安林に係る指定施設の「開発行為」という。)をしようとする場合にあっては、当該施設の位置、配

置及び構造

5 都道府県知事は、第二項第四号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聽かなければならぬ。

6 都道府県知事は、第一項の認定を受けた森林所有者が森林法第十九条第四項の規定による通知に係る認定を受けた者であるときは、農林水産大臣に第一項の認定をした旨を通知しなければならない。

第六条 国が森林所有者として加わって事業計画を作成し、又は変更しようとするときは、第四条第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、当該事業計画について国が都道府県知事と協議し、その協議が成立することをもって、第四条第一項又は前条第一項の認定があつたものとみなす。

2 第四条第五項の規定は、都道府県知事が前項の規定による協議を受けた場合について準用する。

第七条 認定事業者が認定事業計画に従つて立木の伐採については、森林法第十条第一項本文の規定は、適用しない。

第八条 認定事業者が認定事業計画に従つて木材生産流通改善施設を整備するため開発行為を行う場合には、森林法第十条の二第一項の許可があつたものとみなす。

森林法第十条の二第一項各号のいづれにも該当しないと認められる。)

適合しなくなつたと認めると、又は同条第一項の認定を受けた者(当該認定を受けた者に係る同条第二項各号に掲げる者を含む。以下「認定事業者」という。)が認定事業計画に従つて木材安定供給確保事業を行っていないと認めると

森林法第十条の二第一項各号のいづれにも該当しないと認められる。)

第九条 認定事業者が保安林の区域内において認定事業計画に従つて立木を伐採する場合には、森林法第三十四条第一項の許可があつたものとみなす。

(森林施業計画の変更の特例)

第十条 森林法第十一条第五項(同法第十八条の二第三項の認定を受けた森林所有者(同法第十八条の規定に基づき、数人共同して、同法第十五条第五項の認定を受けたものを含む。以下「認定森林所有者」という。)が、立木の伐採に関する、当該認定に係る森林施業計画(その変更につき同法第十二条第二項(同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)において準用する同法第十一条第五項又は同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に於ける立木の伐採については、森林法第十条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第二項において準用する同法第十八条の二第三項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの)の内容と異なる内容の事業計画について第四条第一項又は第五条第一項の認定を受けた場合は、当該認定森林所有者は、当該森林施業計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者は、農林水産省令で定めることにより、運営なく、都道府県知事(同法第十九条の規定の適用がある場合には、農林水産

官 報 (号外)

する」と。

(業務の委託)

第十九条 支援法人は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号及び第五号に掲げる業務(債務の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(業務規程の認可)

第二十条 支援法人は、第十八条第一号及び第五号に掲げる業務(以下「債務保証業務」という。)を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするととも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が債務保証業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

(事業計画等)

第二十一条 支援法人は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとき

も同様とする。

2 支援法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

2 (区分経理) 第二十二条 支援法人は、債務保証業務を行つ場合には、債務保証業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

2 (指定の取消し) 第二十三条 前二条に定めるもののほか、支援法人が債務保証業務を行う場合における支援法人の財務及び会計に関する必要な事項は、農林水産省令で定める。

(報告及び検査)

第二十四条 農林水産大臣は、第十八条各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、支援法人に対し、当該業務若しくは資産の状況に関する必要な報告をさせ、又はその職員に、支援法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪

捜査のために認められたものと解釈してはならぬ。

(改善命令)

第二十五条 農林水産大臣は、第十八条各号に掲げる業務の運営に関する改善が必要であると認めるときは、支援法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 (指定の取消し) 第二十六条 農林水産大臣は、支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第十七条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第十八条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
二 指定に関し不正の行為があつたとき。
三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
四 第二十条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで債務保証業務を行つたとき。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

審査報告書

関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成八年四月二十六日

運輸委員長 寺崎 昭久

参議院議長 斎藤 十朗殿

平成八年四月二十六日

参議院議長 斎藤 十朗殿

万円以下の罰金に処する。

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、三十

一 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 第二十五条の規定による命令に違反する行為をした者

3 第二十八条 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

4 第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する处罚を科する。

5 第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する处罚を科する。

6 第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する处罚を科する。

7 第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する处罚を科する。

8 第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する处罚を科する。

9 第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する处罚を科する。

10 第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する处罚を科する。

11 第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する处罚を科する。

12 第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する处罚を科する。

13 第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する处罚を科する。

14 第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する处罚を科する。

15 第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する处罚を科する。

16 第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する处罚を科する。

17 第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する处罚を科する。

18 第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する处罚を科する。

19 第四十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する处罚を科する。

20 第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する处罚を科する。

21 第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する处罚を科する。

22 第四十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する处罚を科する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今後の航空輸送需要に適切に対応するため、関西国際空港において一本田の滑走路等を整備する一期事業のうち資本實負担の大きい空港用地の造成については、運輸大臣の指定する者が行う「上下主体分離方式」による」とを法律上位置付け、一期事業の推進を図るうとするものであり、おむね妥当な措置と認められる。

一、費用

本法施行のため、平成八年度空港整備特別会計予算に関西国際空港株式会社に対する出資金二十六億円中一期事業分の七億円及び空港整備事業資金貸付金五億五千万円が計上されている。

関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成八年四月十一日

衆議院議長 土井たか子

(指定造成事業者)

は、次の要件を備える法人の申請があつた場合において、行うものとする。

関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案

関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案

法律

五十三号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(事業の実施の特例)

第七条 前条第一項第一号の事業のうち、運輸大臣が航空輸送需要に対応するため緊急に行う必要があると認めて、当該事業が行われる区域を告示したもの(以下「特定事業」という。)は、特定事業に係る空港用地の造成及び処分(以下「特定用地造成事業」という。)について次に掲げるところに従つて行われなければならない。

一、運輸大臣が指定する者(以下「指定造成事業者」という。)が当該空港用地の造成を行うこと。

二、指定造成事業者は、当該空港用地を会社に貸し付け、当該貸付けの終了後会社に譲渡すること。

三、運輸大臣が指定する者は、毎営業年度の開始前に

(前条第一項第一号の規定による指定を受けた日の属する営業年度)に、その指定を受けた後速やかに、運輸省令で定めるところにより、当該営業年度の事業計画を運輸大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときは、同様

に、運輸大臣が指定する者は、毎営業年度の開始前に

(前条第一項第一号の規定による指定を受けた日の属する営業年度)に、その指定を受けた後速やかに、運輸省令で定めるところにより、当該営業年度の事業計画を運輸大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときは、同様

田的とするものである」と。

一、申請者が特定用地造成事業を行ふことにについて適正かつ確実な計画を有すると認められる者であること。

二、申請者が特定用地造成事業を行ふことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有する者である」と。

三、前条第四項の規定による命令に違反したと認められる者である」と。

一、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

二、この法律による出資等による特定用地造成事業を行ふことを目的とする法人に対して出資することができる。

三、前項の規定による出資に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

四、前項の規定による出資等による特定用地造成事業を行ふことを目的とする法人に対して出資することができる。

五、前項の規定による出資等による特定用地造成事業を行ふことを目的とする法人に対して出資することができる。

六、前項の規定による出資等による特定用地造成事業を行ふことを目的とする法人に対して出資することができる。

七、前項の規定による出資等による特定用地造成事業を行ふことを目的とする法人に対して出資することができる。

八、前項の規定による出資等による特定用地造成事業を行ふことを目的とする法人に対して出資することができる。

九、前項の規定による出資等による特定用地造成事業を行ふことを目的とする法人に対して出資することができる。

十、前項の規定による出資等による特定用地造成事業を行ふことを目的とする法人に対して出資することができる。

十一、前項の規定による出資等による特定用地造成事業を行ふことを目的とする法人に対して出資することができる。

十二、前項の規定による出資等による特定用地造成事業を行ふことを目的とする法人に対して出資することができる。

十三、前項の規定による出資等による特定用地造成事業を行ふことを目的とする法人に対して出資することができる。

十四、前項の規定による出資等による特定用地造成事業を行ふことを目的とする法人に対して出資することができる。

十五、前項の規定による出資等による特定用地造成事業を行ふことを目的とする法人に対して出資することができる。

十六、前項の規定による出資等による特定用地造成事業を行ふことを目的とする法人に対して出資することができる。

十七、前項の規定による出資等による特定用地造成事業を行ふことを目的とする法人に対して出資することができる。

十八、前項の規定による出資等による特定用地造成事業を行ふことを目的とする法人に対して出資することができる。

十九、前項の規定による出資等による特定用地造成事業を行ふことを目的とする法人に対して出資することができる。

二十、前項の規定による出資等による特定用地造成事業を行ふことを目的とする法人に対して出資することができる。

二十一、前項の規定による出資等による特定用地造成事業を行ふことを目的とする法人に対して出資することができる。

二十二、前項の規定による出資等による特定用地造成事業を行ふことを目的とする法人に対して出資することができる。

二十三、前項の規定による出資等による特定用地造成事業を行ふことを目的とする法人に対して出資することができる。

二十四、前項の規定による出資等による特定用地造成事業を行ふことを目的とする法人に対して出資することができる。

項第一号の規定による指定を取り消すことができる。

一、特定用地造成事業を適正に行うことができないと認めるとき。

二、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三、前条第四項の規定による命令に違反したと認められるとき。

四、前条第四項の規定による命令に違反したと認められるとき。

五、前条第四項の規定による命令に違反したと認められるとき。

六、前条第四項の規定による命令に違反したと認められるとき。

七、前条第四項の規定による命令に違反したと認められるとき。

八、前条第四項の規定による命令に違反したと認められるとき。

九、前条第四項の規定による命令に違反したと認められるとき。

十、前条第四項の規定による命令に違反したと認められるとき。

十一、前条第四項の規定による命令に違反したと認められるとき。

十二、前条第四項の規定による命令に違反したと認められるとき。

十三、前条第四項の規定による命令に違反したと認められるとき。

十四、前条第四項の規定による命令に違反したと認められるとき。

十五、前条第四項の規定による命令に違反したと認められるとき。

十六、前条第四項の規定による命令に違反したと認められるとき。

十七、前条第四項の規定による命令に違反したと認められるとき。

十八、前条第四項の規定による命令に違反したと認められるとき。

十九、前条第四項の規定による命令に違反したと認められるとき。

二十、前条第四項の規定による命令に違反したと認められるとき。

二十一、前条第四項の規定による命令に違反したと認められるとき。

二十二、前条第四項の規定による命令に違反したと認められるとき。

二十三、前条第四項の規定による命令に違反したと認められるとき。

二十四、前条第四項の規定による命令に違反したと認められるとき。

報 (号外)

(前項に規定するものを除く。次条第一項において「特定型式設計」という。)は、次条第一項の規定による承認を受けたときは、新法第十二条第一項の型式証明を受けたものとみなす。

二条第一項の規定による型式証明の申請は、運

輔省令で定めると、新法第十二条第一項の規定による型式証明の申請とみなす。

第五条 連輸大臣は、特定型式設計について旧法の規定による型式証明を受けた者の申請により、運輸省令で定めるところにより、当該設計が運輸省令で定める新法第十一条第四項第一号又は第三号の基準に相当する基準に適合することについて承認を行う。

前項の規定による承認を申請しようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を

(修理改造検査等に関する経過措置)

第十六條第一項若しくは第一項又は旧法第二十

省令で定めるところにより、新法第十六條第一項又は第二項の規定による検査の申請とみなす。

(予備品証明に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧法第十七条第

一項の規定による予備品証明を受けている装備品は、新法第十七条第一項の規定による予備品現に効力を有するものは、新法第十七条第三項第二号の規定によりした確認とみなす。

(事業場の認定に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前に旧法第十七条第三項又は旧法第十九条の二第一項の規定により受けた認定は、運輸省令で定めるところにより、それぞれ新法第二十条第一項第五号又は第三号の能力について同項の規定により受けた認定とみなす。

(騒音基準の適用に関する経過措置)

第九条 次に掲げる航空機については、新法第十一条第一項の耐空証明、新法第十六条第一項の検査又は新法第十九条の二の確認に係る新法第十三条第四項第一号の基準は、当該航空機について旧法第二十条の三第二項本文の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第二十条第三

項の基準とする。ただし、当該航空機が新法第十五条规定第一号に規定する航空機に該当することとなつた場合は、この限りでない。

一　この法律の施行の際現に旧法第二十条第一項の規定による騒音基準適合証明を受けている航空機であつて、旧法第二十条の三第二項の規定により当該騒音基準適合証明がなおその効力を有することとされたもの又は同条第三項に係る旧法第二十条第三項の基準がなお從前の例によることとされたもの

二　この法律の施行の際現に旧法第二十条第一項の規定による騒音基準適合証明を受けていない航空機であつて、旧法第二十条の三第二項の規定によりその受けた騒音基準適合証明がなおその効力を有することとされた航空機と同一の型式のもののうち、運輸省令で定める航空機

(罰則に関する経過措置)

第十一条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二条　附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保険条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律の一部改正)

第十二条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保険条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定及び日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第一項中「、第二十条の二」を削る。

(自衛隊法の一部改正)

第十三条 自衛隊法(昭和二十九年法律第八百六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百七条第一項中「、第二十条の二」を削る。

(運輸省設置法の一部改正)

第十四条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百五十七条)の一部を次のように改正する。

第三条の一第一項第八百三十七号及び第五十条第三号の二中「騒音基準適合証明」を「航行に起因する騒音の防止に関する航空機の証明及び検査」に改める。

審査報告書

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律

案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成八年四月二十六日

運輸委員長 寺崎 昭久

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、新東京国際空港公団と地域住民との相互理解の増進と信頼関係の確立を図り、あわせて東京一極集中の是正等に資するため、新東京国際空港公団の主たる事務所を東京都から千葉県に移転するとともに、役員の任期及び財務内容の公開について所要の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成八年四月十一日

衆議院議長 土井たか子

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案

案

お従前の例による。
3 改正後の第二十七条第三項の規定は、平成七年四月一日に始まる事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。

附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

附帯決議

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成八年四月二十六日

厚生委員長 今井 澄

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国立病院及び国立療養所の再編成のより円滑な実施を図る等のため、国立病院又は国立療養所の用に供されている資産の減額譲渡後の用途の拡大、国立病院等の職員の採用を伴う資産の譲渡の特例の創設その他所要の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

1、この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条第一項の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
2、この法律の施行の際現に新東京国際空港公団の理事又は監事である者の任期については、な

一、費用

本法施行に要する経費として、平成八年度一

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

官報(号外)

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第一百一十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条第十三項中「第一条」を「」第一条第一項に、「同条」を「同項、同法第二条の二」に、「第二条又は」を「第一条第一項、第二条の二」又は「」に、「第二条の」を「第一条第一項の」に改める。

附則第十五条第二十一項中「第二条又は」を「第二条第一項、第二条の二又は」に、「同法第二条」を「同法第二条第一項」に改める。

官報(号外)

明治三十五年三月二十一日
第三種郵便物認可

平成八年四月二十六日 参議院会議録第十三号

(第十一号の発送は都合により後日となるため、第十二号を先に発送しました。)

発行所	虎ノ門二丁目	東京都港区
大蔵省印刷局	03 (3587) 4294	
電話	定価	
(本体 送	本号一部	
料 別	一〇三円	